

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年3月3日(木)
午前9時55分～午前10時57分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 長南良彦 副委員長 菅原和子
委員 吉田良 委員 佐藤正博
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
委員 郷内良治
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総務部長 渋谷武志
出席をした 総務課長 桜井淳一
者の職氏名 市政情報課長 五十嵐竹美
総務課長補佐 齋藤正光
市政情報課長補佐兼 佐藤拓
情報システム係長
総務課総務係長 小笠原博志
総務課職員係長 小松政博
市政情報課 尾形充
情報統計係長
消防長 太田昇
消防次長兼 大友敏春
消防本部総務課長
予防課長 瀬野尾光弘
予防課長補佐 今野幸雄

6 事務局職員 事務局 長 今 野 博 幸
主 幹 兼 庶 務 係 長 針 生 明 美
主 事 高 野 未 桜

7 付議事件

- (1) 議案第12号 名取市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例
- (2) 議案第13号 名取市職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例
- (3) 議案第14号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及
び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例
- (4) 議案第15号 名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例を廃止す
る条例附則第2項の規定によりなおその
効力を有するものとされる旧名取市教育
委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤
務条件に関する条例の一部を改正する条
例
- (5) 議案第16号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の
一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例
- (6) 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例
- (7) 議案第24号 名取市火災予防条例の一部を改正する条
例
- (8) 陳情第 2号 乗合バスなとりん号館腰植松線の堀内南
竹から総合南東北病院までの延伸を求め
る陳情

午前9時55分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び消防長、並びに担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第12号 名取市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 名取市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 勤勉手当の支給割合を2回に分けて引き上げる作業は、1回で引き上げる作業に比べて、システム等への影響や事務量の違いがあるかどうか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 本来であれば平成27年中に改正が行われるところを、国会審議が越年したことによる今回の改正になっています。12月支給分の期末手当を2回に分けて支給することになりますので、システムへの入力等の委託分に影響は出てきます。また、2回に分けて支給割合を引き上げるので、2回分の変更に係る事務作業は生じてしまいます。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 事務量の変更の規模はわかりませんが、そういった給与改定に係る事務量は、例えば地方交付税の普通交付分などに影響はありますか。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 特に地方交付税で算出されることはありません。

○委員長（長南良彦） ほかにありますか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 第1条で12月支給分の勤勉手当の支給割合を引き上げ、第2条で支給割合を均等にしてはいますが、何か理由があるのですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（小松政博） 市の給与、本棒、給料、勤勉手当等の割合について人事院勧告に準じています。今回の勤勉手当についても国家公務員の給与に関する法律に準じて割合を定めていることから、6月支給分と12月支給分に差が出ています。

○委員長（長南良彦） 佐藤委員。

○委員（佐藤正博） 人事院勧告で国から支給割合を引き上げるよう指示があ

った場合、例えば、なぜ6月と12月の支給割合を同じにしたのか等、国に対して確認はしないのですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 国から通知があり、支給割合が0.1月分上がります。一般職の配分については、民間のほうが勤務実績を重視し、特別給部分の割合が、依然公務を上回っている状況のため、国においても、その勤務実績に応じた給与を推進する意味合いから、勤勉手当にその0.1月分を加えました。そうすると、6月支給分と12月支給分の支給割合のバランスが悪くなるため、第2条で平成28年度分の支給割合を平準化しています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 給料表の増額改正ということで、増額幅が1,100円から2,500円の範囲となっていますが、最大増額幅の2,500円増額される方の現在の割合について伺います。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時5分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 2,500円増額するのは若年層であり、1級、2級くらいの方が該当します。全体の3割程度です。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 名取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、報告事項に職員の人事評価の状況が追加されていますが、公表する内容について伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 現在想定している公表内容は、5段階評価のそれぞれの区分ごとの人数や割合等です。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 名取市人事評価審査委員会設置要綱の第9条には、不利益な取り扱いへの配慮として、「任命権者は、委員会に対して申し出を行ったこと又は委員会の審査に協力したこと等を理由として、職員が職場において不利益な取扱いを受けることのないよう配慮しなければならない」と定められ

ています。公表するに当たって、事前に対象職員への確認や合意について、庁内で図られているのですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 平成28年4月1日から人事評価制度が本格稼動するため、平成27年中に人事評価についての研修を重ねています。今後、全職員に対し研修の中で、評価結果等については人事管理の基礎にする考え方等についてお示しし、評価者と被評価者それぞれに同じ趣旨・目的を理解していただいて、本格稼動したいと考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 人事評価制度によって得られる効果について伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 能力主義や実績主義を実現するためのツールとして使用することにより、客観性や透明性をより高めることができます。

こうした人事評価制度を導入することによって、能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られると捉えています。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 名取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条では、報告事項として、職員の研修及び勤務成績の評定の状況や職員のサービスの状況等について定められていますが、評価者も人間ですし、なかなか難しい点があるのではないかと感じています。

条例で定められている報告事項8項目を公表することによって、従前より得られた効果があったのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 名取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は平成17年に制定しました。それ以前はこのような条例はなく、市民に対して名取市の内部の状況を明らかにするツールになったと考えています。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 名取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第5条では公表の方法について、市の広報紙に掲載する方法、名取市公告式条

例に規定する掲示場に掲示する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法と定められています。公表した内容に対して、市民から問い合わせはあったのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 市民からの問い合わせはありませんでした。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 今回の行政不服審査法の改正では、公正な手続のもとで不服申し立てをすることができるという趣旨以外に、簡易・迅速という趣旨もあります。また、利便性の向上として、審査請求期間が延長されましたが、不服申し立てに対する結果を出すまでの期間については規則がありません。簡易・迅速の点から、不服申し立てに対する結果が返ってくるまでの時間を短くするような変更はありましたか。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） それぞれの案件によって内容の難しさ等が違いますので、回答するまでの期間については、特に設けていません。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 期間を設けて欲しいと言っているわけではありません。審査請求をする立場からは、簡易・迅速とはいうものの、やはり慎重に審査していただきたいという側面もあります。行政不服審査法は、行政事件訴訟法や行政手続法にも関連します。審査する側の権利を守るための慎重審査は必要と考えますが、今回の行政不服審査法の改正によって、審査期間への影響はないと理解してよろしいですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 新たな行政不服審査制度での本市の体制についてですが、これまでは、場合によっては処分庁で処分に関与した職員が再度異議申し立てに対する決定をしていました。今回の改正によって、公正性を確保するために審査庁という機関を設けており、その中で審査庁とは別に、処分にかかわらない職員で構成される審理員が個別具体的に審理します。さらに、宮城県に委託している第三者機関で、手続の公正性や法令解釈等の誤りがないかをチェックして、その後に審査請求人への裁決をすることになりますので、慎重審査については公正性を確保していると捉えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 現在異議申し立てがあると想定される、固定資産評価審査委員会、行政手続、情報公開などがありますが、宮城県に委託している第三者機関の構成員について伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 名取市固定資産評価審査委員会については、市長の

附属機関ということで、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項について審査する機関です。情報公開については名取市情報公開審査会、個人情報保護制度については名取市個人情報保護制度検討委員会で審査することになりますので、今回の行政不服審査法の施行に当たっては、行政不服審査法の適用除外として条例改正を行っています。

宮城県に委託している第三者機関については、市町村からの審査請求に対応できる附属機関を設けることになっており、委員は弁護士や専門の方々です。より専門的な案件が出てきた場合には、その方々以外にさらに専門的な方々も加え、審査します。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 賛成多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 別表第3に新しい機器が追加されることによって、名取市火災調査規定への影響や変更点はありますか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（太田 昇） 影響や変更はありません。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 名取市火災調査規定では調査員の心得として第8条に、「調査員は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努める」とあります。調査員は、出火原因や延焼拡大の状況などを調査すると思いますが、火災原因になる新しい機器が追加されることによって、名取市火災調査規定の中での影響はありますか。

名取市火災予防条例では、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について定めていますが、その別表第3に新しい機器が追加されることにより、名取市調査規定で、例えば調査の手間がふえるなどの影響はないのですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大友敏春） 原因調査では、火の元や燃えた経過などについて調査します。今回の名取市火災予防条例の改正は、コンロからの離隔距離についてなので、原因調査への影響はありません。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のと

おり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第12号から議案第17号まで、及び議案第24号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

次に、付議事件の（8）陳情第2号 乗合バスなとりん号館腰植松線の堀内南竹から総合南東北病院までの延伸を求める陳情を議題といたします。

本件陳情に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、報告書案について書記をして説明いたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたしたいと思います。

○書記（高野未桜） [委員会調査報告書（案）に基づき、説明をなした]

○委員長（長南良彦） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたしたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

・委員長案のとおりとすることとした。

午前10時42分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時57分 散会

平成28年3月3日

総務消防常任委員会

委員長 長 南 良 彦